

庄内広域水道企業団企業管理規程第24号

庄内広域水道企業団行政財産使用料規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団行政財産使用料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第225条の規定に基づき、行政財産の使用者から徴収する使用料及びその徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第3条 企業長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、企業長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、前納しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日以後に許可を受けた行政財産の目的外使用について適用し、同日前に構成市町の規程により許可を受けた行政財産の目的外使用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

種別	使用区分	金額（年額）
土地	電柱類の設置	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる単位につき同表に掲げる額。
	管類及び公衆電話所の設置	鶴岡市道路占用料金徴収条例（平成18年鶴岡市条例第43号）の例による。
	地下及び架空工作物の設置	使用面積1平方メートルにつき1年 土地の適正な価格×1.5/100
	その他	使用面積1平方メートルにつき1年 土地の適正な価格×4/100
建物		使用面積1平方メートルにつき1年 建物の適正な価格×4/100 + 敷地の適正な価格×4/100

備考

- 1 この表に定めのないものについては、企業長が別に定める。
- 2 使用許可期間に1年未満の端数があるとき又は使用許可期間の全部が1年未満であるとき若しくは1月未満の端数があるときは、端数について日割りをもって計算する。
- 3 使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 土地及び建物の評価額は、当該土地及び建物に固定資産税が課税されるとして地方税法（昭和25年法律第226号）の相当規定に基づき算定される固定資産税課税標準額に相当する額とする。
- 5 使用の面積等がこの表に定める使用面積に満たないとき又は満たない端数があるときは、使用面積に相当するものとして計算する。